

地盤改良工事に伴う土壌六価クロム溶出試験

セメント及びセメント系固化材を使用した地盤改良土から六価クロムが土壌環境基準を超える濃度で溶出するおそれがあるため、以下の検査を行い土壌汚染を防止します。

1. 施工前の検査

試料：室内配合試験等に使用した共試体500 g 程度
材 齢：7日
検 体 数：各土質ごとに1検体
試験方法：環境庁告示46号
基 準 値：検液 1ℓにつき0.05mg以下

2. 施工後の検査

試料：現場で採取した試料、500 g 程度。
材 齢：28日
検体数：改良土量が5,000m³以上の工事-1,000m³に1検体。
改良土量が1,000m³以上 5,000m³未満の工事-3検体程度。
改良土量が1,000m³未満の工事-1検体程度。
試験方法：環境庁告示46号
基 準 値：検液 1ℓにつき0.05mg以下

3. 施工後の検査（タンクリーチング試験）

改良土量が5,000m³以上の工事に適用
試料：現場で採取した試料、500 g 程度。
（施工後の検査で最も濃度が高かった地点）
試験方法：タンクリーチング試験
（塊状の試料を水中に浸漬し、28日後の浸漬水について分析する）

平成13年5月7日 変更

施工前の検査で六価クロムの溶出量が環境基準を超えなかった場合、
施工後の検査（タンクリーチング試験を含む）については、実施することを要しない。
（ただし、火山灰質粘性土を改良する場合は施工後の検査が必要。）